

川 越 市

自動販売機設置者公募要項

(管財課実施分)

令和8年2月

川 越 市

【問い合わせ】

350-8601

川越市元町1丁目3番地1

川越市役所 本庁舎(4階) 財政部 管財課

電話049-224-5633(直通)

目 次

	ページ
1. 公募の概要	1
2. 販売品目	1
3. 自動販売機の設置施設、設置機種及び台数等	1～4
4. 最低一部納入率	4
5. 販売価格	4
6. 応募資格	4
7. 提出書類、日程等	5
8. 設置者の決定方法	6
9. 契約の期間等	6
10. 貸付料、電気料の納入方法等	6～7
11. その他	7

1. 公募の概要

川越市では、市有施設への自動販売機の設置を「行政財産の貸付」によることとし、設置者を公募します。

売上金額に対して最も高い「一部納入率」を提示した者と、「市有財産賃貸借契約」を締結します。

※設置者に決定後、正当な理由なく辞退した場合、今後、同様の手続きへの参加が認められない場合があります。やむを得ず辞退した場合、次点の者が設置者となります。

※行政財産の貸付・・・地方自治法第238条の4第2項第4号を参照

※一部納入率・・・「売上金額(消費税及び地方消費税相当額を含む) × ○. ○%」の算式により算出された金額を「貸付料」として市に納入していただきます。「一部納入率」は、「○. ○%」の部分です。(別紙「提案書」に小数点以下第1位まで記入)

※契約期間は3年間です。(但し、協議により2年間を限度に更新可)

※応募資格を有する応募者が2者に満たない場合においても原則として公募を実施します。

2. 販売品目

公募する自動販売機の種類は、清涼飲料水(酒類・ノンアルコール飲料を除く)の自動販売機とします。

3. 自動販売機の設置施設、設置機種及び台数等

○旧山崎家別邸(川越市松江町2丁目7番地8)	1台
○元町休憩所(川越市元町2丁目3番地9)	1台
○あぐれっしゅ川越駐車場(川越市城下町41番地1)	1台
○川越市役所本庁舎(川越市元町1丁目3番地1)	1台
○教育センター(川越市大字古谷上6083番地10)	1台
○川越市上下水道局庁舎(川越市三久保町20番地10)	1台
○川越市上下水道管理センター(川越市大字的場2646番地1)	1台
○環境プラザ(川越市大字鯨井782番地3)	1台
○資源化センター(川越市大字鯨井782番地3)	1台
○東清掃センター(川越市芳野台2丁目8番地18)	1台
○霞ヶ関西公民館(川越市大字笠幡3001番地12)	1台
○河越館跡史跡公園近隣駐車場(川越市大字上戸228番9ほか)	1台
○上戸地内市有地(川越市大字上戸281番1)	1台
○新宿町1丁目地内市有地(川越市新宿町1丁目2番8)	1台
○旭町2丁目地内市有地(川越市旭町2丁目11番14)	1台

公募番号	仕様書	設置施設及び設置場所	閉館日等	設置台数	貸付面積	設置する販売機の種類	新規設置/入れ替え	令和6年度売上本数実績(本)	施設利用者数(想定人数)		契約期間及び更新期間	特記事項	設置施設所管課(貸付料等納入先)
									職員数	来庁者等(1日)			
1	A	旧山崎家別邸(建物内)	毎月第1・3水曜日及び年末年始(12月29日~1月1日)	1台	1.3m ² (1.3m×1.0m)	飲料(缶、ペット) ※災害対応型	新規設置	—	1	60	・契約期間:令和8年4月1日~令和11年3月31日(3年) ・更新期間:最長2年間	新規設置のため、十分に現地確認および所管課への確認を行ったうえで、応募して下さい。(電源等の確認)	観光課
2	A	元町休憩所(建物内)	なし	1台	1.3m ² (1.3m×1.0m)	飲料(缶、ペット) ※災害対応型	新規設置	—	隣接する川越まつり会館入館者数2~4	隣接する川越まつり会館入館者数250	・契約期間:令和8年4月1日~令和11年3月31日(3年) ・更新期間:最長2年間	新規設置のため、十分に現地確認および所管課への確認を行ったうえで、応募して下さい。(電源等の確認)	観光課
3	A	川越市郊外型駐車場(あぐれっしゅ川越駐車場)(屋外)	なし	1台	1.3m ² (1.3m×1.0m)	飲料(缶、ペット) ※災害対応型	入れ替え(現在缶、ペット)	2,781	0	駐車台数290台	・契約期間:令和8年4月1日~令和11年3月31日(3年) ・更新期間:最長2年間	設置するためには、電気引き込み工事が必要となります。(設置者負担)	観光課
4	A	川越市役所本庁舎1階市民課前(建物内)	土・日・国民の祝日及び休日・年末年始(12月29日~1月3日)	1台	1.3m ² (1.3m×1.0m)	飲料(缶、ペット) ※災害対応型 ※ユニバーサルデザイン	入れ替え(現在缶、ペット)	15,819	1,200	1000	・契約期間:令和8年4月1日~令和11年3月31日(3年) ・更新期間:最長2年間	設置スペース隣において、他の自動販売機(カップ式)が1台設置されています。	管財課
5	A	教育センター(建物内)	任意の土日・国民の祝日及び休日・年末年始(12月29日~1月3日)	1台	1.3m ² (1.3m×1.0m)	飲料(缶、ペット) ※災害対応型	入れ替え(現在缶、ペット)	2,130	17	50	・契約期間:令和8年4月1日~令和11年3月31日(3年) ・更新期間:最長2年間		教育センター
6	A	川越市上下水道局庁舎(建物内)	土・日・国民の祝日及び休日・年末年始(12月29日~1月3日)	1台	1.3m ² (1.3m×1.0m)	飲料(缶、ペット) ※災害対応型 ※ユニバーサルデザイン	入れ替え(現在缶、ペット)	9,578	120	150	・契約期間:令和8年4月1日~令和11年3月31日(3年) ・更新期間:最長2年間		川越市上下水道局財務課
7	A	川越市上下水道管理センター(建物内)	土・日・国民の祝日及び休日・年末年始(12月29日~1月3日)	1台	1.3m ² (1.3m×1.0m)	飲料(缶、ペット) ※災害対応型	入れ替え(現在缶、ペット)	1,541	35	10	・契約期間:令和8年4月1日~令和11年3月31日(3年) ・更新期間:最長2年間		川越市上下水道管理センター
8	B	環境プラザ(建物内)	月・国民の祝日及び休日・年末年始(12月29日~1月3日)	1台	1.3m ² (1.3m×1.0m)	飲料(缶、ペット) ※災害対応型	新規設置	—	50	100	・契約期間:令和8年4月1日~令和11年3月31日(3年) ・更新期間:最長2年間	新規設置のため、十分に現地確認および所管課への確認を行ったうえで、応募して下さい。(電源等の確認)	環境施設課
9	B	資源化センター(建物外)	土・日・年始(1月1日~1月3日)	1台	1.3m ² (1.3m×1.0m)	飲料(缶、ペット) ※災害対応型	新規設置	—	50	10	・契約期間:令和8年4月1日~令和11年3月31日(3年) ・更新期間:最長2年間	新規設置のため、十分に現地確認および所管課への確認を行ったうえで、応募して下さい。(電源等の確認)	環境施設課
10	B	東清掃センター(建物外)	土・日・年末年始(12月30日~1月3日) ※令和8年度	1台	1.3m ² (1.3m×1.0m)	飲料(缶、ペット) ※災害対応型	新規設置	—	50	100	・契約期間:令和8年4月1日~令和11年3月31日(3年) ・更新期間:最長2年間	新規設置のため、十分に現地確認および所管課への確認を行ったうえで、応募して下さい。(電源等の確認)	環境施設課

公募番号	仕様書	設置施設及び設置場所	閉館日等	設置台数	貸付面積	設置する販売機の種類	新規設置/入れ替え	令和6年度売上本数実績(本)	施設利用者数(想定人数)		契約期間及び更新期間	特記事項	設置施設所管課(貸付料等納入先)
									職員数	来庁者等(1日)			
11	B	霞ヶ関西公民館(建物内)	国民の祝日及び休日・年末年始(12月29日~1月3日)	1台	1.3m ² (1.3m×1.0m)	飲料(缶、ペット) ※災害対応型	新規設置	—	4	70	・契約期間：令和8年4月1日～令和11年3月31日(3年) ・更新期間：最長2年間	新規設置のため、十分に現地確認および所管課への確認を行ったうえで、応募して下さい。(電源等の確認)	中央公民館
12	C	国指定史跡 河越館跡史跡公園 近隣駐車場(屋外) ※都市公園法における公園施設に該当しない場所	なし	1台	1.3m ² (1.3m×1.0m)	飲料(缶、ペット)	新規設置	—	4	50	・契約期間：令和8年4月1日～令和11年3月31日(3年) ・更新期間：最長2年間	史跡の景観に配慮したものとして下さい。 設置するためには、電気引き込み工事が必要となります。(設置者負担)	文化財保護課
13	C	上戸地内市有地(屋外)	なし	1台	1.3m ² (1.3m×1.0m)	飲料(缶、ペット)	入れ替え(現在缶、ペット)	719	—	—	・契約期間：令和8年4月1日～令和11年3月31日(3年) ・更新期間：最長2年間	普通財産への設置となります。 設置するためには、電気引き込み工事が必要となります。(設置者負担)	管財課
14	C	新宿町1丁目地内市有地(屋外)	なし	1台	1.3m ² (1.3m×1.0m)	飲料(缶、ペット)	入れ替え(現在缶、ペット)	1,629	—	—	・契約期間：令和8年4月1日～令和11年3月31日(3年) ・更新期間：最長2年間	普通財産への設置となります。 設置するためには、電気引き込み工事が必要となります。(設置者負担)	管財課
15	C	旭町2丁目地内市有地(屋外)	なし	1台	1.3m ² (1.3m×1.0m)	飲料(缶、ペット)	入れ替え(現在缶、ペット)	2,759	—	—	・契約期間：令和8年4月1日～令和11年3月31日(3年) ・更新期間：最長2年間	普通財産への設置となります。 設置するためには、電気引き込み工事が必要となります。(設置者負担)	管財課

(注1) 公募番号1～15まで複数の応募が可能です。

(注2) 貸付面積は、自動販売機を設置する面積を示しており、回収ボックスの設置に要する面積は含まれていません。回収ボックスの設置場所は、仕様のとおり、原則として自動販売機付近の設置となります。詳細は、設置者となった者と設置施設所管課が協議して決定します。

(注3) 「缶、ペット」とありますが、設置が可能な機種は原則、缶、ペットボトルの二種類が1台で販売できる機種とします。

(注4) 公募番号ごとに仕様が異なっています。応募の際は、各公募番号の仕様をよく確認したうえで応募してください。また、公共施設に設置することから、規定されている仕様を順守し、特に環境(省エネ等)に配慮した機種としてください。(別紙「仕様書A、B、C」参照)

(注5) 公募番号1～7は、停電時でも稼働可能な「災害対応型自動販売機」としてください。

公募番号8～11は、停電時または通電状態で稼働可能な「災害対応型自動販売機」としてください。

災害時においては、自動販売機内のすべての商品を無償提供することができる体制を整えてください。なお、設置施設所管課と協議により、災害時に

おける協定等の締結は可能です。

(注6) 公募番号4、6は、「ユニバーサルデザイン自動販売機」としてください。

(注7) 公募番号1～15は、可能な範囲で「キャッシュレス決済対応型自動販売機」を設置できるようにしてください。

(注8) 公募番号3、12～15については、電源工事が必要となります。(設置者負担)

4. 最低一部納入率

売上金額に対する「最低一部納入率」は、10.0%です。

※10.0%未満の提案は無効です。

5. 販売価格

定価（標準小売価格）とします。

6. 応募資格

○公共施設に自動販売機を設置することについて理解と意欲を有すること。

○法人その他の団体であること（法人格を有さない任意団体でも可）。

○川越市競争入札参加者の資格等に関する規程（平成6年告示第351号）第6条の規定による令和7・8年度物品等競争入札参加資格名簿に登録されている者であること。

○自動販売機の設置業務において、管理・運営する2年以上の実績を有し、優良なサービスを提供できる能力を有すること。

《優良なサービス》

- ・商品の適切な入れ替え、補充、賞味期限が過ぎた商品の回収等
- ・釣銭管理
- ・使用済み容器の回収
- ・安全管理（転倒防止、食品衛生、防犯対策等）

○団体の代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ないのでないこと。

- ・国税及び市税（川越市が課税したものに限る）の滞納がないこと。
- ・公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。

《公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体の例》

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと。
- ・無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

7. 提出書類、日程等

参加資格の適否を事前に確認するため、「1 応募受付」と「2 提案書の受付」の日程が異なりますので、注意してください。

提出書類	日程（提出期間・場所等）						
1 応募受付 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">書類の種類</td></tr> <tr> <td>ア 応募申込書 様式1</td></tr> <tr> <td>イ 設置予定の自動販売機の仕様が分かる書類 (パンフレット等)</td></tr> <tr> <td>ウ 当該事業の運用計画書 [任意様式] ・商品の適切な入れ替え、補充、賞味期限が過ぎた商品の回収方法 ・釣銭管理 ・使用済み容器の回収方法 ・安全管理として「転落防止」、「食品衛生」、「防犯対策」等を明記した書類</td></tr> <tr> <td>エ 委任状について 様式2 応募や提案書の提出等を委任する場合は、必ず委任状の提出をお願いします。 ※委任状（注意事項）をご確認ください。</td></tr> <tr> <td>※設置者に決定した者は、契約前に別途、納税証明等の書類を提出していただきます。</td></tr> </table>	書類の種類	ア 応募申込書 様式1	イ 設置予定の自動販売機の仕様が分かる書類 (パンフレット等)	ウ 当該事業の運用計画書 [任意様式] ・商品の適切な入れ替え、補充、賞味期限が過ぎた商品の回収方法 ・釣銭管理 ・使用済み容器の回収方法 ・安全管理として「転落防止」、「食品衛生」、「防犯対策」等を明記した書類	エ 委任状について 様式2 応募や提案書の提出等を委任する場合は、必ず委任状の提出をお願いします。 ※委任状（注意事項）をご確認ください。	※設置者に決定した者は、契約前に別途、納税証明等の書類を提出していただきます。	《提出期間》 令和8年2月16日（月）～ 2月27日（金） (土・日・国民の祝日及び休日を除く) 午前8時30分から午後5時15分まで 《提出場所》 川越市役所本庁舎4階 管財課
書類の種類							
ア 応募申込書 様式1							
イ 設置予定の自動販売機の仕様が分かる書類 (パンフレット等)							
ウ 当該事業の運用計画書 [任意様式] ・商品の適切な入れ替え、補充、賞味期限が過ぎた商品の回収方法 ・釣銭管理 ・使用済み容器の回収方法 ・安全管理として「転落防止」、「食品衛生」、「防犯対策」等を明記した書類							
エ 委任状について 様式2 応募や提案書の提出等を委任する場合は、必ず委任状の提出をお願いします。 ※委任状（注意事項）をご確認ください。							
※設置者に決定した者は、契約前に別途、納税証明等の書類を提出していただきます。							
2 提案書の受付 様式3 ※提案書は、「公募番号」ごとに作成し、封筒に入れ、糊づけの上、封筒の表面に「公募番号」及び「法人名または団体名」を記入して提出してください。 なお、提案書の提出後の差し替えはできませんので、記載内容をよく確認してから封をしてください。 ※2つ以上応募する場合は、封筒を2通以上提出する必要があります。	《提出期間》 令和8年2月16日（月）～ 3月3日（火） (土・日・国民の祝日及び休日を除く) 午前8時30分から午後5時15分まで ただし、最終日は午前9時00分まで 《提出場所》 川越市役所本庁舎4階 管財課 最終日は、午前9時30分より開封を行いますので、必ず午前9時00分までに管財課へお持ちください。						
3 提案書の開封(設置者の決定・発表) ※応募者は、必ず出席してください。	《開封日時・会場》 令和8年3月3日（火）午前9時30分 川越市役所7階 7G 会議室						

※郵送による受付は行いません。

※記載事項に不備のある書類は、受け付けることができません。

※応募申込書をはじめとする一連の関係書類は、当該設置者の選定のみに利用します。また、提出いただいた書類は返却いたしませんのでご了承ください。

8. 設置者の決定方法

応募資格を満たし必要書類が適正に提出された者であって、「一部納入率」が10.0%以上で、かつ最も高い「一部納入率」を提示した者を設置者に決定します。

なお、最も高い「一部納入率」を提示した者が2者以上いる場合は「くじ」により決定します。

9. 契約の期間等

(1) 契約の期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

※川越市と協議のうえ、最長2年間（令和13年3月31日まで）を限度として、契約を更新することができます。

(2) 契約の解除等

次の場合には、契約を解除し、又は変更することがあります。

(ア) 川越市において公用又は公共用に供するため使用施設を必要とするとき。

(イ) 川越市が使用施設の用途廃止をしたとき。

(ウ) 設置者に契約の条件に違反する行為があると認められるとき。

また、次の場合には、設置者としての決定を取り消すことがあります。

・正当な理由なくして、契約等の手続きをしなかったとき。

・設置者の決定から契約手続きまでの間に、設置者について資金事情の変化等により契約の履行が確実でないと川越市が判断したとき。

・社会的信用を著しく損なうような行為等により、設置者としてふさわしくないと川越市が判断したとき。

(3) 原状回復・返還

契約期間が満了したとき又は契約が解除されたとき、設置者は直ちに自己の負担で川越市の指定する期日までに使用施設を原状に回復し返還しなければなりません。

(4) 設置者の提出書類

設置者が決定した場合、その設置者は契約前に次に掲げる書類を速やかに提出して下さい。

(ア) 国税（法人税及び消費税）に係る納税証明書（その3の3の証明）

(イ) 川越市の市税に係る納税証明書

※川越市内に本店・支店・事業所等が存在しない場合でも提出してください。

10. 貸付料、電気料の納入方法等

次の（1）貸付料及び（2）電気料については、当該年度の9月末日及び3月末日までの分を翌月の末日までに、川越市が作成する納付書により納めていただきます。

また、売上本数、金額及び電気使用量については、毎月翌月の10日までに報告書を提出してください。

(1) 貸付料

売上金額（消費税及び地方消費税相当額を含む）に「一部納入率」を乗じた金額

※1円未満切り捨て

(2) 電気料

設置者において個別メーターを設置していただき、使用量に相当する電気料を川越市へ納付していただきます。

なお、個別メーターの設置に際しては川越市の各設置施設所管課と協議してください。

※個別メーター及び自動販売機の設置並びに撤去に係る費用については全て設置者の負担です。

11. その他

(1) 損害賠償等

設置者は、施設等の使用に当たり、川越市又は第三者に損害を与えたときは、全て自己責任でその損害を賠償しなければなりません。

川越市において公用又は公共用に供するため契約を解除した場合において、設置者に損失が発生したときは、川越市にその補償を求めることができます。

(2) 法令順守

設置者は、関係法令を順守し、誠実な設置・運営を行うものとします。

(3) 使用上の制限

(ア) 設置者は、施設等を常に良好な状態で使用するとともに、当該契約以外の用途に使用することはできません。

(イ) 設置者は、川越市の承認を受けずに使用施設の現状を変更することはできません。

(ウ) 設置者は、契約した施設を第三者に転貸することはできません。

(4) 消費税率改定時の対応

契約期間中に消費税率の改定があった場合においても、「一部納入率」の変更は行いません。

(5) その他

(ア) 組織の改廃等により施設所管課の名称や、施設用途に変更が生ずる場合があります。

(イ) 苦情・故障への対応は設置者が誠意をもって行うものとし、自動販売機には苦情・故障等の連絡先を明記するものとします。

(ウ) その他この要項に定めのない事項は、川越市と設置者がその都度協議して定めます。